

○岐阜市屋外広告物条例施行規則

平成21年9月30日

規則第58号

岐阜市屋外広告物条例施行規則（平成8年岐阜市規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岐阜市屋外広告物条例（平成21年岐阜市条例第38号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告物等のあり方）

第2条 条例第2条に規定する良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の一般的基準は、条例第8条に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 周辺のまちなみや建築物等に配慮した位置、高さ、形状及び意匠であること。
- (2) 広告を表示しない裏面、側面及び脚部の露出部分は、加工、塗装その他装飾をしたものであること。
- (3) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む。）又は反射性の強い塗料若しくは材料は、保安上必要なものを除き、使用しないものであること。
- (4) 電光掲示板や電飾設備を有するものにあつては、周辺環境に十分配慮したものであること。
- (5) 他の広告物又は掲出物件（以下「広告物等」という。）と隣接するものにあつては、形状の統一を図り、乱雑に設置されたものでないこと。

（許可の申請）

第3条 条例第2章の規定による許可又は許可の更新を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる許可又は許可の更新の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第11条の規定による許可 次のアからエまでに掲げる書類

ア 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図並びにその場所及びその付近の状況を撮影したカラー写真

イ 広告物等の形状、寸法、地表から上端までの高さ、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面

ウ 建築物を利用する広告物等にあつては、その建築物の高さ及び壁面の面積並びにその建築物と広告物等との位置関係を示す図面

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類広告物等を表示し、又は設置する場所及びその付近の状況を明らかにした見取図並びにその場所及びその付近の状況を撮影したカラー写真

(2) 条例第18条の規定による許可の更新 次のアからウまでに掲げる書類

ア 屋外広告物点検報告書（様式第2号）（許可の更新の申請の日前3月以内に実施した点検の報告に限る。）

イ 広告物等のカラー写真

ウ ア及びイに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 条例第19条の規定による変更等の許可 第1号アからエまでに掲げる書類のうち当該変更等に係るもの

2 前項の場合において、広告物等が、はり紙、はり札、広告旗、立看板、広告幕、アドバルーンその他これらに類する簡易な広告物等（以下「簡易な広告物等」という。）であるときは、その広告物等の見本、現物又は模写図の添付をもって前項第1号イ並びに第2号ア及びイに掲げる書類の添付に代えることができる。

（許可書の交付）

第4条 市長は、条例第2章の規定による許可又は更新をしたときは、速やかに屋外広告物許可書（様式第3号）を交付するものとする。

（許可の事前協議）

第5条 条例第11条第2項の規則で定める広告物等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 階数（地階を除く。）が6以上の建築物又は工作物に表示し、又は設置する広告物等

(2) 広告物の上端までの高さが地上から20メートルを超える広告物等

(3) 延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物又は工作物に表示し、又は設置する広告物等

（規制地区許可基準）

第6条 条例第12条第2項に規定する規制地区における許可に関する基準は、別表第1のとおりとする。

（確認の申請等）

第7条 第3条の規定は、条例第13条第2項の規定による確認、条例第18条の規定による確認の期間の更新又は条例第19条の規定による変更等の確認を受けようとする場合について

準用する。この場合において、第3条中「許可」とあるのは「確認」と、同条第1項中「屋外広告物許可申請書（様式第1号）」とあるのは「屋外広告物確認申請書（様式第4号）」と読み替えるものとする。

- 2 市長は、条例第13条第2項の規定による確認、条例第18条の規定による確認の期間の更新又は条例第19条の規定による変更等の確認をしたときは、速やかに屋外広告物確認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（広告物協定地区の除外地）

第8条 条例第14条第1項の規則で定める土地は、次のとおりとする。

- (1) 国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共用に供している土地又は国若しくは地方公共団体の普通財産である土地

- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める土地

（広告物協定地区に係る認定）

第9条 条例第14条第1項の規定による広告物協定の認定、同条第3項の規定による広告物協定の変更の認定又は同条第7項の規定による広告物協定の廃止の認定を受けようとする者は、広告物協定認定申請書（様式第6号）に広告物協定書の写し及び広告物協定に係る土地所有者等の合意状況が判別できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、条例第14条第1項、第3項又は第7項の規定による認定をしたときは、広告物協定認定書（様式第7号）を交付するものとする。

（適用除外の基準）

第10条 条例第15条第1項第4号、第2項ただし書、第3項第1号及び第5号、第4項各号、第5項第1号から第3号まで、第6項第1号並びに第7項から第9項までの規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

- 2 条例第15条第7項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第9条第14号に規定する施設又は物件
- (2) 官公署が設置した公共掲示板又は案内板
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

- 3 条例第15条第8項の規則で定める地域における公共的な取組は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方公共団体が実施主体となつて行う行事又は催しに関する取組
- (2) 防犯又は防災に関する取組

- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理に関する取組
- (4) 地域の活性化又は地域住民の交流の促進に寄与するものとして市長が認める取組
(国等の通知)

第11条 条例第15条第2項の規定による通知は、屋外広告物通知書（様式第8号）に第3条第1項第1号に定める書類を添えて行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(許可等の期間)

第12条 条例第17条第2項の規則で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 堅固な建築物又は工作物等に表示されている広告物等 3年以内
- (2) 簡易な広告物等 2月以内
- (3) 電柱又は街燈柱を利用する広告物 1年以内
- (4) 前3号に掲げる広告物等以外のもの 1年以内

2 条例第18条第2項の規則で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に掲げる広告物等 2年以内
- (2) 前項第2号に掲げる広告物等 2月以内
- (3) 前項第3号及び第4号に掲げる広告物等 1年以内

(軽微な変更又は改造)

第13条 条例第19条第1項ただし書の規則で定める軽微なものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広告物の表示内容を変更しない補修、塗料の塗り替え、補強、美化等
- (2) 色彩、意匠その他表示の方法を変更しない形状又は面積の縮小

(許可の基準)

第14条 条例第20条第1項に規定する許可に関する基準は、別表第3のとおりとする。

(許可等の公表)

第15条 条例第22条の規則で定める許可等の公表は、岐阜市ホームページに次に掲げる事項を掲載する方法によるものとする。

- (1) 広告物等の表示箇所又は設置場所
- (2) 広告物等の種類及び数量
- (3) 広告物等の許可等の期間及び番号

(管理者等の変更の届出)

第16条 条例第26条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等変更届出書

(様式第10号)を市長に提出して行うものとする。

(除却の届出)

第17条 条例第27条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(様式第11号)を市長に提出して行うものとする。

(違反広告物である旨の表示等)

第18条 条例第29条第1項の規定による表示は、証票(様式第12号)を広告物等の表示内容を損なわない箇所にはり付けて行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による公表は、同項に規定する事項及び違反の内容その他広告物の特定に必要な事項について公衆の見やすい場所への掲示等市民への周知に適した方法により行うものとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第19条 条例第33条の規則で定める方法は、競争入札とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約とする。

(広告物等の返還方法)

第20条 条例第35条の規定による保管した広告物等の返還は、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によって、その者がその広告物等の返還を受けるべき所有者、占有者その他その広告物等について権原を有する者であることを証明させ、かつ、屋外広告物等受領書(様式第13号)と引き換えて行うものとする。

(屋外広告業の登録の更新)

第21条 条例第37条第3項の規定により屋外広告業の更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに更新の登録を申請しなければならない。

(登録の申請)

第22条 条例第38条第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書(様式第14号)によるものとする。

2 条例第38条第2項(条例第41条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の誓約する書面は、誓約書(様式第15号)によるものとする。

3 条例第38条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 条例第38条第1項の登録申請者(以下「登録申請者」という。)が個人である場合

にあつては、登録申請者（登録申請者が未成年者である場合にあつては、登録申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）））の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書

(2) 登録申請者が法人である場合にあつては、法人の登記事項証明書及びその役員の略歴書

(3) 条例第46条第1項の業務主任者（以下「業務主任者」という。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 業務主任者が同項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

4 前項第1号及び第2号の略歴書は、登録申請者の略歴書（様式第16号）によるものとする。

（登録の通知）

第23条 条例第39条第2項の規定による通知は、屋外広告業登録済証（様式第17号）の交付により行うものとする。

（変更の届出）

第24条 条例第41条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第18号）を市長に提出して行うものとする。

2 屋外広告業登録事項変更届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 条例第38条第1項第1号に掲げる事項の変更 個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面、法人にあつては登記事項証明書

(2) 条例第38条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 登記事項証明書

(3) 条例第38条第1項第3号に掲げる事項の変更 誓約書及び第22条第3項第2号に掲げる書類

(4) 条例第38条第1項第4号に掲げる事項の変更 誓約書及び第22条第3項第1号に掲げる書類

(5) 条例第38条第1項第5号に掲げる事項の変更 第22条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

（廃業等の届出）

第25条 条例第43条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届出書（様式第19号）を

市長に提出して行うものとする。

(講習会)

第26条 市長は、条例第45条第1項の規定により講習会を開催しようとするときは、あらかじめ、講習会の日時、場所その他講習会の開催に関して必要な事項を公告するものとする。

2 講習会を受講しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書（様式第20号）に手数料を添えて、市長の指定する日までに提出しなければならない。

3 市長は、屋外広告物講習会受講申請書が提出されたときは、その提出した者に対し、屋外広告物講習会受講票を交付するものとする。

4 講習会の講習科目は、次のとおりとする。

(1) 屋外広告物に関する法令に関する科目

(2) 屋外広告物の表示の方法に関する科目

(3) 屋外広告物の施工に関する科目

5 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、前項第3号に掲げる講習科目の受講を免除する。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項の建築士の資格を有する者

(2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項の電気工事士の資格を有する者

(3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号に掲げる第1種電気主任技術者免状、同項第2号に掲げる第2種電気主任技術者免状又は同項第3号に掲げる第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

(4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって帆布製品製造取付けに係るもの

6 前項の規定により講習科目の受講の免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書に同項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付しなければならない。

(講習会修了証書の交付)

第27条 市長は、講習会の所定の課程を修了したと認定した者に対し、屋外広告物講習会修了証書（様式第21号）を交付するものとする。

(不正受講者に対する措置)

第28条 市長は、不正の方法により講習会を受講しようとし、又は受講した者に対し、その受講を禁止し、又は講習会の所定の課程を修了した旨の認定を取り消すものとする。

(講習会の委託)

第29条 条例第45条第2項の規定により委託することができる者は、屋外広告業を営む者が組織する団体その他の者で、講習会の運営に関する事務を的確に処理する能力があると市長が認めるものとする。

（講習会修了者と同等以上の知識を有する者の認定）

第30条 条例第46条第1項第5号に規定する前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものは、営業所における広告物の表示又は掲出物件の設置の責任者として5年以上の経験を有し、かつ、同項の規定による認定前5年間にわたり、屋外広告物に関する法令に違反することのなかった者とする。

2 条例第46条第1項第5号の規定による認定を受けようとする者は、屋外広告物資格認定申請書（様式第22号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の認定をしたときは、資格認定証（様式第23号）を交付するものとする。

（標識の掲示）

第31条 条例第47条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名（法人である場合にあっては、その代表者の氏名）
- (2) 登録番号及び登録年月日又は届出番号及び届出年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第47条の標識は、条例第37条第1項の規定により登録を受けた者にあっては屋外広告業登録票（様式第24号）により、条例第52条第3項の規定により届け出た者にあっては特例屋外広告業届出票（様式第25号）によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第32条 条例第48条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 広告物等の表示箇所又は設置場所
- (3) 広告物等の種類及び数量
- (4) 広告物等の表示内容
- (5) 広告物等の表示又は設置の年月日

2 条例第48条の帳簿（以下「帳簿」という。）は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。

3 条例第40条第1項第2号の屋外広告業者（以下「屋外広告業者」という。）は、帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間は営業所ごとにその帳簿を保存

しなければならない。

(監督処分簿)

第33条 条例第51条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに営業所の所在地）並びに登録番号
- (2) 処分の根拠となる条例の条項
- (3) 処分の原因となった事実
- (4) 前3号に掲げるもののほか、参考となる事項
(岐阜県の登録を受けた者に関する特例)

第34条 条例第52条第3項の規定による届出は、特例屋外広告業届出書（様式第27号）を市長に提出して行うものとする。

- 2 特例屋外広告業届出書には、岐阜県屋外広告物条例（昭和30年岐阜県条例第47号）に基づく登録を受けていることを証する書面及び業務主任者が条例第46条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付しなければならない。
- 3 条例第52条第3項の規定による変更の届出は、特例屋外広告業届出事項変更届出書（様式第28号）に、前項に規定する書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出して行うものとする。
- 4 条例第52条第3項の規定による廃止の届出は、特例屋外広告業廃止届出書（様式第29号）を市長に提出して行うものとする。

(立入検査の証明書)

第35条 条例第53条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第30号）によるものとする。

(その他)

第36条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(岐阜市屋外広告物審議会規則の一部改正)

3 岐阜市屋外広告物審議会規則（平成8年岐阜市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>岐阜市屋外広告物条例(平成21年岐阜市条例第38号)第55条第4項の規定に基づき、岐阜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の任期、運営その他必要な事項を定めるものとする。</u> (組織) 第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) <u>学識経験者</u> (2) <u>関係行政機関の職員</u> (3) <u>屋外広告業の代表者</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</u> 第3条 削除	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>岐阜市屋外広告物条例(平成7年岐阜市条例第55号)第48条第4項の規定に基づき、岐阜市屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の任期、運営その他必要な事項を定めるものとする。</u> (組織) 第2条 <u>審議会は、15人以内の委員で組織する。</u> 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。 (1) <u>学識経験者</u> (2) <u>関係行政機関の職員</u> (3) <u>屋外広告業の代表者</u> (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者</u> (委員の任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 2 委員は、<u>再任されることができる。</u>

附 則（平成23年規則第23号）

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成24年規則第48号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第60号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年規則第46号）

（施行期日）

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条及び次項（同条の規定に係る部分に限る。）の規定 令和7年4月1日

（2） 第2条及び第3条並びに次項（第2条の規定に係る部分に限る。）から附則第4項までの規定 令和7年7月1日

（3） 第4条の規定 令和9年4月1日

（経過措置）

- 2 第1条又は第2条の規定の施行の際現に表示され、又は設置されている広告物等については、当該広告物等を変更し、又は改造するまでの間は、それぞれ第1条又は第2条の規定による改正後の岐阜市屋外広告物条例施行規則の規定により表示され、又は設置された広告物等とみなす。
- 3 第2条の規定の施行の日前に岐阜市屋外広告物条例第2章の規定による許可等の申請又は更新の申請をした広告物等に係る許可等の表示については、当該許可等の期間に限り、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定の施行の際現にこの規則による改正前の様式により作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表第1 規制地区の許可基準（第6条関係）

種類	区分	基準	
		金華地区	金華山・長良川地区
建築物の屋上に設置するもの（屋上広告物）	表示個数	一の建築物につき1個であること。	
	表示面積	20平方メートル以下であること。ただし、堅固な建築物に掲示する場合を除く。	
	高さ	地表から広告物を設置する箇所までの高さの3分の1以下で、かつ、地表からの高さは、高度地区、地区計画、景観計画で定める建築物等の高さの上限を超えないこと。	
	色彩	地色は、彩度10以下であること。	
	その他	建築物から横にはみださないこと。 照明は、点滅及び回転灯を使用しないこと。 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き、設置しないこと。 自家広告物に限る。 デジタルサイネージは、表示し、又は設置しないこと。	
建築物又は工作物の壁面を利用するもの（壁面広告物）	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であること。	
	表示面積	20平方メートル以下で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計は、当該同一壁面の面積の3分の1以下であること。 デジタルサイネージは、1面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。	
	色彩	地色は、彩度10以下であること。	
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみださないこと。 照明は、点滅及び回転灯を使用しないこと。 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き、設置しないこと。	

		デジタルサイネージは、自家広告物に限るものとし、設置場所に配慮すること。
建築物又は工作物から突出するもの（突出広告物）	表示個数	一の建築物につき1個であること。
	表示面積	10平方メートル以下であること。
	下端の高さ	歩道上にあっては、地表から2.5メートル以上あること。 車道上にあっては、地表から4.7メートル以上あること。
	道路上への出幅	1メートル以下であること。
	色彩	地色は、彩度10以下であること。
	その他	壁面の上端を超えないこと。 照明は、点滅及び回転灯を使用しないこと。 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き、設置しないこと。 デジタルサイネージは、表示し、又は設置しないこと。
野立てのもの（一般）	表示面積	1面は10平方メートル以下で、かつ、合計面積は20平方メートル以下であること。複数の事業所等が集合して設置する場合も同様とする。
	高さ	10メートル以下であること。
	色彩	地色は、彩度10以下であること。
	その他	照明は、点滅及び回転灯を使用しないこと。 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き、設置しないこと。 デジタルサイネージは、表示し、又は設置しないこと。
野立てのもの（自家用）	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であること。
	表示面積	1面は10平方メートル以下で、かつ、合計面積は20平方メートル以下であること。

		デジタルサイネージは、1面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。	
	高さ	10メートル以下であること。	
	色彩	地色は、彩度10以下であること。	
	その他	照明は、点滅及び回転灯を使用しないこと。 表示面が可動式のものは、安全上必要なものを除き、設置しないこと。 デジタルサイネージは、設置場所に配慮すること。	
電柱類を利用するもの (巻きつけて表示するもの)	表示個数	一の電柱の類につき1個であること。ただし、同一内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻きつけるものについては、2個までとする。	
	長さ	1.8メートル以下であること。	
	下端の高さ	地表から1.2メートル以上あること。	
	色彩	広告面の色数は、3色以内であること。	特に定めない。
	その他	照明を使用しないこと。 デジタルサイネージは、表示し、又は設置しないこと。	
電柱類を利用するもの (突き出して表示するもの)	表示個数	一の電柱の類につき1個であること。	
	長さ	1.2メートル以下であること。	
	出幅	0.6メートル以下であること。	
	下端の高さ	歩道上にあっては、地表から2.5メートル以上あること。車道上にあっては、地表から4.7メートル以上あること。	
	色彩	広告面の色数は、3色以内であること。	特に定めない。
	その他	照明を使用しないこと。 デジタルサイネージは、表示し、又は設置しないこと。	
アドバルーン	設置	設置してはならない。	

別表第2 適用除外の基準（第10条関係）

広告物等の種類	区分	基準
条例第15条第1項第4号に掲げる 広告物等（公益上必要な施設 で、地名又は寄贈者等）	表示個数	一の施設又は物件につき1個であること。ただし、街燈柱を除く。
	表示面積	施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル（街燈柱については、1平方メートル）以内であること。ただし、地名、街区名等を表示するものについては、この限りでない。
	その他	発光を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。
条例第15条第2項に掲げる広告 物等（国等が公共的目的をもっ て表示するもの）	表示面積	表示面積の合計は、4平方メートル以下であること。（ただし、官公署に設置する場合は除く。）
	その他	官公署が所有又は使用する建造物若しくはその敷地に設置するものであること。 発光を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。
条例第15条第3項第1号に掲げる 広告物等（工事現場の仮囲い）	表示期間	工事期間中に限り表示されるものであること。
	その他	発光を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。 営利を目的としないものであること。 絵画、写真その他これらに類するものにより表示するものは、周囲の景観に調和するよう十分に配慮したものであること。
条例第15条第3項第5号に掲げる 広告物等（公共掲示板）	表示方法	広告物等に責任者の住所及び氏名並びに表示又は設置の期間を明記したものであること。
条例第15条第4項第1号に掲げる 広告物等（自家広告物）	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であること。
	表示面積	一の住所又は事業所等につき表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。

		規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域に表示し、又は設置するデジタルサイネージは、1面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。
	高さ	屋上広告物については、地表から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2（規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、3分の1）以下であること。 野立のものについては、15メートル（規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、10メートル）以下であること。
	色彩	規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、地色は、彩度10以下であること。
	その他	広告物活用地区以外の地域にあつては、発光を伴う塗料又は材料を使用しないもの（デジタルサイネージを除く。）であること。 デジタルサイネージは、設置場所に配慮すること。
条例第15条第4項第2号に掲げる 広告物等（管理用広告物）	表示面積	1個につき表示面積の合計は、2平方メートル以下であること。
	高さ	屋上広告物については、地表から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2（規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、3分の1）以下であること。 野立のものについては、15メートル（規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、10メートル）以下であること。
	色彩	規制地区又は規制地区に隣接する禁止地域にあつては、地色は、彩度10以下であること。
	その他	発光を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。

		店舗名、企業名その他これらに類するものの表示が目立たないこと。 必要最小限の個数とし、同一のものを連続して掲出しないこと。
条例第15条第5項第1号に掲げる 広告物等（禁止地域内の自家広告物）	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であること。
	表示面積	一の住所又は事業所等につき表示面積の合計は、50平方メートル以下であること。 デジタルサイネージは、1面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。
	その他	規制地区に隣接する地域に表示し、又は設置する場合は、当該規制地区の許可基準を満たすものであること。 発光を伴う塗料又は材料を使用しないもの（デジタルサイネージを除く。）であること。 デジタルサイネージは、設置場所に配慮すること。
条例第15条第5項第2号に掲げる 広告物等（禁止地域内に道標、案内図板等を設置するもの）	表示個数	必要最小限の個数であること。
	表示面積	1面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。ただし、複数の事業所等が集合して設置する場合は、1面は10平方メートル以下で、かつ、合計面積は20平方メートル以下とする。
	高さ	野立広告物については、5メートル以下であること。
	その他	表示場所に配慮すること。 施設又は事業所等、催しの会場等へ案内誘導を目的とするものであること。 表示内容は、施設又は事業所等、催しの会場等に関する事項のほか、名称、方向、距離等の案

		内誘導を行うための必要最低限の事項を表示するものであること。 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するもの（都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の2第2項第6号に規定する利便増進施設又は道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号に規定する歩行者利便増進施設等として表示し、又は設置するデジタルサイネージ（以下この項において「利便増進施設等のデジタルサイネージ」という。）を除く。）を使用しないこと。 規制地区に隣接する場合は、当該規制地区の許可基準を満たすものであること。ただし、利便増進施設等のデジタルサイネージを除く。
条例第15条第5項第3号に掲げる 広告物等（禁止地域内に自己の住所、事業所等を知らせるため、その付近に設置するもの）	表示面積	一面は2平方メートル以下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下であること。ただし、複数の事業所等が集合して設置する場合は、一面は10平方メートル以下で、かつ、合計面積は20平方メートル以下とする。
	高さ	野立広告物については、5メートル以下であること。
	その他	施設又は事業所等へ案内誘導を目的とするものであること。 表示内容は、名称、方向、距離等の案内誘導を行うための必要最低限の事項を表示するものであること。 動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものを使用しないこと。 規制地区に隣接する地域に表示し、又は設置する場合は、当該規制地区の許可基準を満たすものであること。

条例第15条第6項第1号に掲げる 広告物等（禁止物件に設置可能な 自家用広告物）	表示面積	表示面積の合計は、10平方メートル以下である こと。
	その他	発光を伴う塗料又は材料を使用しないものであ ること。
条例第15条第7項に規定する広 告物等	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であ ること。
	表示面積	デジタルサイネージは、1面は2平方メートル以 下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下で あること。
	その他	良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上 に寄与するものであること。 デジタルサイネージは、設置場所に配慮するこ と。
条例第15条第8項に規定する広 告物等	表示個数	デジタルサイネージは、必要最小限の個数であ ること。
	表示面積	デジタルサイネージは、1面は2平方メートル以 下で、かつ、合計面積は4平方メートル以下で あること。
	その他	良好な景観の形成又は風致の維持若しくは向上 に寄与するものであること。 デジタルサイネージは、設置場所に配慮するこ と。
条例第15条第9項に規定する広 告物	表示方法	掲出物件からはみ出さないように設置するもの であること。

別表第3 許可地域の許可基準（第14条関係）

種類	区分	基準
建築物の屋上に設置す るもの（屋上広告物）	表示個数	一の建築物につき1個であること。ただし、堅 固な建築物に掲示する場合を除く。
	表示面積	20平方メートル以下であること。ただし、堅固 な建築物に掲示する場合を除く。

	高さ	地表から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2以下であること。
	その他	建築物から横にはみださないこと。
建築物又は工作物の壁面を利用するもの（壁面広告物）	表示面積	30平方メートル以下（堅固な建築物に掲示する場合を除く。）で、かつ、同一壁面に掲示される広告物の表示面積の合計は当該同一壁面の面積の2分の1以下であること。
	その他	窓面開口部をふさがないこと。 取り付け壁面の外郭線からはみださないこと。
建築物又は工作物から突出するもの（突出広告物）	表示個数	一の建築物につき1個であること。ただし、堅固な建築物に掲示する場合を除く。
	表示面積	20平方メートル以下であること。ただし、堅固な建築物に掲示する場合を除く。
	下端の高さ	歩道上にあつては地表から2.5メートル以上あり、車道上にあつては4.7メートル以上あること。
	道路上への出幅	1メートル以下であること。
	その他	壁面の上端を超えないこと。
野立てのもの（一般）	表示面積	1面は20平方メートル以下で、かつ、合計面積は40平方メートル以下であること。
	高さ	広告塔にあつては15メートル以下であること。 広告板にあつては10メートル以下であること。
野立てのもの（自家用）	表示面積	表示面積の合計は、50平方メートル以下であること。
	高さ	15メートル以下であること。
電柱類を利用するもの（巻きつけて表示するもの）	表示個数	一の電柱の類につき1個であること。ただし、同一内容及び形状で、かつ、同一の高さに巻きつけるものについては、2個までとする。
	長さ	1.8メートル以下であること。
	下端の高さ	地表から1.2メートル以上あること。

	その他	照明を使用しないこと。
電柱類を利用するもの (突き出して表示するもの)	表示個数	一の電柱の類につき1個であること。
	長さ	1.2メートル以下であること。
	出幅	0.6メートル以下であること。
	下端の高さ	歩道上にあっては、地表から2.5メートル以上あること。 車道上にあっては、地表から4.7メートル以上あること。
	その他	照明を使用しないこと。
アドバルーン	係留点との距離	20メートル以上50メートル以下であること。
	係留点と周囲の建築物その他の工作物との水平距離	10メートル以上であること。
	その他	風圧等に耐えるよう縄等でしっかりと固定すること。 照明を使用しないこと。

様式第1号（第3条関係）

屋外広告物許可申請書

(新規・更新・変更)

(あて先) 岐阜市長		〒		年 月 日						
(申請者) 住所										
氏名										
電話										
岐阜市屋外広告物条例		第11条第1項	第15条第5項	の規定により次のとおり申請します。						
第18条第1項		第19条第1項								
表示又は設置場所	岐阜市	自家広告物	有	無						
種類及び数量										
管理者	住所 〒									
	氏名	電話								
送付先	住所 〒									
	氏名	電話								
工事施行者	住所 〒	広告業届出番号								
	氏名	電話								
土地、建物等の所有者	住所 〒									
	氏名	電話								
表示又は設置の期間	年 月 日から	年 月 日まで	前回許可番号							
工事予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	前回許可日	年 月 日						
建築基準法による工作物確認	済・申請中・不要		道路法による占用許可	済・申請中・不要						
その他法令による許可、届出等	済・申請中・不要		法令名							
変更事項及び理由	変更前		変更後		変更の理由					
表示面積等										
番号	広告物等の種類(※1)	照明	縦 m	横 m	面積 ㎡	不整形	高さ m	主な表示内容 更新時、左側に「*」のあるものは 有資格者による点検が必要です。(※2)	小計 個・㎡	手数料 円
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
(※1) 広告物の種類						備考				
1 野立広告 (板) 6 突出広告 (板) 11 はり札						手数料金額 岐阜市受付印				
2 野立広告 (塔) 7 突出広告 (塔) 12 立看板										
3 屋上広告 (板) 8 電柱広告 13 広告幕・網						受付番号				
4 屋上広告 (塔) 9 街路灯広告 14 アドバルーン										
5 壁面広告 10 はり紙 99 その他										
(※2) 広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が令和9年4月1日以降の場合										

様式第2号（第3条関係）

屋外広告物点検報告書

表示又は設置場所		岐阜市	
点検実施年月日		年 月 日 ※申請前3月以内に実施してください。	
点 検 者	住 所	〒	
	氏 名		電話番号
	勤 務 先		
	点 検 資 格	☐ 屋外広告士 ☐ 屋外広告物点検技能講習修了者(※1) ☐ 建築士（1級／2級（木造除く。）） ☐ なし	
(該当する□に✓印をつけてください。)		(※1)公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が共催する屋外広告物点検技能講習を修了した者をいいます。 ・ 有資格者による点検が必要な広告物（「屋外広告物許可(確認)申請書」の「主な表示内容」の左側に「※」が記された広告物）が含まれる場合は、点検資格を証する書類の写しを添付してください。(※)	

- ・ 有資格者による点検(※)が不要な広告物についても、管理者等による点検を実施し、報告書を提出してください。
- ・ はり紙、はり札、立看板、広告幕等、許可期間が2月のものについては提出不要です。

(※) 有資格者による点検は、「屋外広告物許可(確認)申請書」の広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が令和9年4月1日以降、義務となります。

点検箇所	点 検 項 目	異 常 の 有 無 等 (※2)			備 考 ・ 「経過観察」の場合、その内容を記入 ・ 「有」の場合、改善状況(予定等)を記入	改善状況 (※3)	
基礎部	上部構造の全体の傾斜、ぐらつき等	無	経過観察	有		未	済
	基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常	無	経過観察	有		未	済
支持部	鉄骨のさび、塗装の老朽化等	無	経過観察	有		未	済
	鉄骨接合部の異常、ボルト等の緩み及び欠落等	無	経過観察	有		未	済
取付部	アンカーボルト・取付部プレートの異常	無	経過観察	有		未	済
	ベース周辺・コーキング・接合部の異常	無	経過観察	有		未	済
	取付対象部（柱・壁・スラブ）及び取付部周辺の異常	無	経過観察	有		未	済
広告板	表示面の汚染、退色、変形、ビス等の欠落、剥離等	無	経過観察	有		未	済
	側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損、退色等	無	経過観察	有		未	済
	広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	無	経過観察	有		未	済
照明装置	照明装置の不点灯、不発光	無	経過観察	有		未	済
	照明装置の取付部の破損、さび、漏水	無	経過観察	有		未	済
	周辺機器の劣化、破損	無	経過観察	有		未	済
その他	その他点検した事項 ()	無	経過観察	有		未	済

(※2) 「異常の有無等」の欄は、「無」、「経過観察」、「有」のいずれかを○で囲んでください。
(「経過観察」・・・点検の結果、現時点では安全性に問題はないが、経過観察が必要な場合)

(※3) 「改善状況」の欄は、「異常の有無等」の欄が「有」又は「経過観察」の場合に、「未」又は「済」のいずれかを○で囲んでください。

様式第3号（第4条関係）

屋外広告物許可書

岐阜市指令第号

年月日

〒

住所

氏名

様

電話

先に申請のあったことは、次のとおり許可します。

岐阜市長

印

表示又は設置場所	岐阜市	自家広告物	有・無
種類及び数量			
管理者	住所〒 氏名 電話		
表示又は設置の期間	年月日から年月日まで		

表示面積等												
番号	広告物等の種類	照明	縦 m	横 m	面	個 数	面積 ㎡	不 整形	高さ m	主な表示内容(※)	小計 個・㎡	手数料 円
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
備考											受付番号	手数料金額

広告物の種類	(※)「主な表示内容」欄の左側に「*」のあるものは、更新申請時における広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が令和9年4月1日以降の場合には有資格者による点検が必要です。
1 野立広告（板） 2 野立広告（塔） 3 屋上広告（板） 4 屋上広告（塔） 5 壁面広告 6 突出広告（板） 7 突出広告（塔） 8 電柱広告 9 街路灯広告 10 はり紙 11 はり札 12 立看板 13 広告幕・網 14 アドバルーン 99 その他	

許可条件

1 広告物の設置にあたり、道路占用許可、建築確認等が必要な場合は、それらの行政手続を行うこと。
2 広告物は、良好な景観の形成又は風致を害さないように維持管理し、広告物が汚染、変色、塗料のはく離、破損、老朽等したときは、直ちに改修又は除却しなければならない。
3 許可の条件に違反した場合又は詐偽その他の不正の手段で許可を得た場合は、許可を取り消す。
4 許可期間が満了したとき又は許可条件に違反した場合は、速やかに除却しなければならない。
5 広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、軽微なものでない限り変更の許可申請をしなければならない。
6 下記に該当する場合は、速やかに届け出なければならない。
(1) 自己又はその管理者の住所、氏名等又は管理者等を変更した場合
(2) 広告物の破損等により除却した場合
(3) 許可の有効期間満了前に広告物を除却した場合
7 法令又は他の条例に違反してはならない。

様式第4号（第7条関係）

屋外広告物確認申請書

(新規・更新・変更)

(あて先) 岐阜市長		〒		年 月 日						
(申請者) 住所		氏名		電話						
岐阜市屋外広告物条例 第13条第2項 の規定により次のとおり申請します。										
表示又は設置場所	岐阜市			自家広告物	有 無					
種類及び数量										
管 理 者	住所 〒		氏名 電話							
送 付 先	住所 〒		氏名 電話							
工事施行者	住所 〒		氏名 電話		広告業届出番号					
土地、建物等の所有者	住所 〒		氏名 電話							
表示又は設置の期間	年 月 日から		年 月 日まで		前回確認番号					
工事予定期間	年 月 日から		年 月 日まで		前回確認日 年 月 日					
建築基準法による工作物確認	済・申請中・不要		道路法による占用許可		済・申請中・不要					
その他法令による許可、届出等	済・申請中・不要		法令名							
変 更 事 項 及 び 理 由	変更前		変更後		変更の理由					
表 示 面 積 等										
番号	広告物等の種類(※1)	照明	縦 m	横 m	面 積 ㎡	不 整 形	高 さ m	主な表示内容 更新時、左側に「*」のあるものは 有資格者による点検が必要です。(※2)	小計 個・㎡	手数料 円
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
		有・無				☐				
(※1) 広告物の種類						備考				
1 野立広告 (板)		6 突出広告 (板)		11 はり札		手数料金額		岐阜市受付印		
2 野立広告 (塔)		7 突出広告 (塔)		12 立看板						
3 屋上広告 (板)		8 電柱広告		13 広告幕・網						
4 屋上広告 (塔)		9 街路灯広告		14 アドバルーン						
5 壁面広告		10 はり紙		99 その他		受付番号				
(※2) 広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が 令和9年4月1日以降の場合										

様式第5号（第7条関係）

屋外広告物確認通知書

岐阜市指令 第 号 年 月 日												
〒 住所 氏名 様 電話												
確認申請のあった屋外広告物の表示又は設置については、次のとおり確認したので通知します。 岐阜市長 印												
表示又は設置場所		岐阜市						自家広告物		有・無		
種類及び数量												
管 理 者		住所 〒 氏名 電話										
表示又は設置の期間		年 月 日 から 年 月 日 まで										
表 示 面 積 等												
番号	広告物等の種類	照明	縦 m	横 m	面	個 数	面積 ㎡	不 整 形	高 さ m	主な表示内容（※）	小計 個・㎡	手数料 円
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
		有・無						☐				
備考											受付番号	手数料金額
広告物の種類 1 野立広告（板） 6 突出広告（板） 11 はり札 2 野立広告（塔） 7 突出広告（塔） 12 立看板 3 屋上広告（板） 8 電柱広告 13 広告幕・網 4 屋上広告（塔） 9 街路灯広告 14 アドバルーン 5 壁面広告 10 はり紙 99 その他										（※）「主な表示内容」欄の左側に「*」のあるものは、更新申請時における広告物等の「表示又は設置の期間」の開始日が令和9年4月1日以降の場合には有資格者による点検が必要です。		
確認の条件		1 広告物の設置にあたり、道路占用許可、建築確認等が必要な場合は、それらの行政手続を行うこと。 2 広告物は、良好な景観の形成又は風致を害さないように維持管理し、広告物が汚染、変色、塗料のはく離、破損、老朽等したときは、直ちに改修又は除却しなければならない。 3 確認の条件に違反した場合又は詐偽その他の不正の手段で確認を得た場合は、確認を取り消す。 4 確認期間が満了したとき又は確認条件に違反した場合は、速やかに除却しなければならない。 5 広告物等を変更し、又は改造しようとするときは、軽微なものでない限り変更の確認申請をしなければならない。 6 下記に該当する場合は、速やかに届け出なければならない。 （1）自己又はその管理者の住所、氏名等又は管理者等を変更した場合 （2）広告物の破損等により除却した場合 （3）確認の有効期間満了前に広告物を除却した場合 7 法令又は他の条例に違反してはならない。										

様式第6号(第9条関係)

広告物協定認定申請書(新規・変更・廃止)

年 月 日

(あて先) 岐阜市長

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

岐阜市屋外広告物条例第14条第1項(第3項・第7項)の規定により、次のとおり申請します。

代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名		
協 定 の 名 称		
協 定 の 概 要	協定地区の地名及び地番	
	協 定 地 区 の 面 積	
	広 告 物 等 の 基 準	
	協 定 の 有 効 期 間	
土 地 の 所 有 者 等 の 人 数		
協 定 参 加 者 の 人 数		
変 更 事 項		

様式第7号(第9条関係)

広告物協定認定書

年 月 日

様

岐阜市長

印

年 月 日付で認定の申請があった広告物協定については、岐阜市屋外
広告物条例第14条第1項(第3項・第7項)の規定により、次のとおり認定します。

- 1 認定番号
- 2 協定の名称
- 3 協定地区の地名及び地番
- 4 協定地区の面積
- 5 協定の有効期間

様式第8号(第11条関係)

屋 外 広 告 物 通 知 書

(あて先)岐阜市長										年 月 日	
通知者 住所											
名称及び代表者氏名											
連 絡		担当部課名				担当者					
方 法		電 話 番 号									
岐阜市屋外広告物条例第15条第2項の規定により、次のとおり通知します。											
表示又は設置場所		岐阜市									
種 類								数 量		基	
管 理 者		住 所 氏 名 電 話						届出済証番号 第 号			
工 事 施 行 者		住 所 氏 名 電 話						届出済証番号 第 号			
工事着手予定日		年 月 日			工事完了予定日			年 月 日			
表 示 面 積 等		表 示 面 積	m ²	縦	m	横	m	面数	面	高さ	m
表 示 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日まで									
電 飾 設 備		有・無	広 告 物 の 構 造			建 築 物 の 構 造					

- 備考 1 届出済証番号は、屋外広告物業者以外は記載を要しないものであること。
- 2 管理者は、岐阜市内に住所を有するものであること。
- 3 「広告物の構造」欄及び「建築物の構造」欄は、主たる構造を記載すること。
- 4 添付書類
- (1) 広告物等を設置する場所及びその付近の見取図
- (2) 広告物等の形状、寸法、構造、意匠、色彩、表示の方法等に関する仕様書及び図面
- (3) 建築物を利用する広告物等にあつては、その建築物等の高さ及び壁面の面積並びにその位置関係を示す図面

様式第9号 削除

様式第10号(第16条関係)

屋外広告物管理者等変更届出書

年 月 日

(あて先)岐阜市長

届出者 住 所
氏 名
電 話
(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

屋外広告物管理者等を変更したので、岐阜市屋外広告物条例第26条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 屋外広告物管理者等

変 更 す る 事 項	1 管理者 2 送付先 3 土地、建物の所有者 (該当するものに○印をすること。)
変 更 前	住 所 (法人にあつては所在地) 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 電 話
変 更 後	住 所 (法人にあつては所在地) 氏 名 (法人にあつては名称及び代表者氏名) 電 話
変 更 年 月 日	年 月 日

2 広告物等の許可又は確認の内容

種 類 及 び 数 量	
表示又は設置の場所	
表 示 内 容	
許可（確認）番号	第 号
許可（確認）期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
備 考	

様式第11号(第17条関係)

屋外広告物除却届出書

(あて先)岐阜市長		年 月 日	
		〒	
		住所	
		氏 名	
		電 話	
岐阜市屋外広告物条例第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。			
管理者又は設置者	住所 氏名		
表示又は設置場所	岐阜市		
種 類		数 量	
許 可 期 日	年 月 日		
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
許 可 番 号	第 号		
除 却 期 日	年 月 日		
除 却 の 理 由	1 期間満了によるもの 2 命令によるもの 3 許可を取り消されたもの 4 設置者の都合によるもの 5 汚染・変色・老朽又は破損によるもの 6 その他の理由によるもの		
		※ 岐 阜 市 受 付	

(注) ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第12号(第18条関係)

これは		
違反広告物です		
○	○	○
年	月	日
この屋外広告物は岐阜市屋外広告物条例に違反しています		
連絡先	○	○ ○

外枠は赤色とする。

様式第13号(第20条関係)

屋 外 広 告 物 等 受 領 書	
年 月 日	
(あて先)岐阜市長	
返還を受けた者 住所 氏名	
下記のとおり広告物等(若しくは現金)の返還を受けるにあたり、今後は、屋外広告物関係法令を遵守することを誓います。	
返還を受けた日時	
返還を受けた場所	
返還を受けた広告物等	(整理番号)
	名称又は種類
	数量
(返還を受けた金額)	

様式第14号(第22条関係)
第1面

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所
氏名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録申請書

岐阜市屋外広告物条例第37条第1項又は第3項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	新規	※登録番号	岐阜市屋外広告業登録第 号		
	更新	※登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人				
住所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号(—) 電話番号() —				
1 岐阜市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地(郵便番号)	電話番号		

第2面

2 業務主任者の氏名 及び所属する営業 所の名称	所属営業所名	氏 名	摘 要
3 法人である場合の 役員(業務を執行す る社員、取締役、執 行役員又はこれらに 準ずる者。以下同 じ。)の職名及び氏 名	職 名	フリガナ 氏 名	
4 未成年者である 場合の法定代理人 の氏名、商号又は 名称及び住所	フリガナ 氏 名 及び生年月日 (法人にあっては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日)	生年月日 年 月 日	
	住所 (法人にあっては 主たる事務所の 所在地)	郵便番号(—) 電話番号() —	
5 法定代理人が法人 である場合のその役 員の職名及び氏名	職 名	フリガナ 氏 名	
6 他の地方公共団体 における登録番号	登録を受けた 地方公共団体名	登録年月日	登録番号

備考

- ※印のある欄には新規登録申請の場合は、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。

様式第15号(第22条関係)

誓約書

登録申請者、その役員及び法定代理人(法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。)は、岐阜市屋外広告物条例第40条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

〔自署すること。ただし、法人の場合〕
〔にあつては、記名押印すること。〕

(あて先)岐阜市長

様式第16号(第22条関係)

登録申請者の略歴書
(本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員)

住所 (法人にあつては主たる事務所の所在地)		郵便番号(—)	
		電話番号() —	
フリガナ 商号、名称又は氏名		生年 月 日	
略 歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	職務内容又は業務内容	
賞 罰	年 月 日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。			
年 月 日			
氏名			

備考 「本人・法人の役員・法定代理人・法定代理人(法人)の役員」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

様式第17号(第23条関係)

屋外広告業登録済証

住所

(所在地)

氏名

(商号又は名称)

登録番号

岐阜市屋外広告業 第 号

登録年月日

年 月 日

有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

上記の者は、岐阜市屋外広告物条例第39条第1項の規定により屋外広告業者登録簿に登録をした者である事を証します。

年 月 日

岐阜市長

印

様式第18号(第24条関係)

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所
氏名
(法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

屋外広告業登録事項変更届出書

岐阜市屋外広告物条例第41条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	岐阜市屋外広告業登録第 号		
登録年月日	年 月 日		
フリガナ 氏名 及び生年月日 (法人にあつては 商号又は名称、 代表者の氏名及 び生年月日)	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人		
住所 (法人にあつては 主たる事務所の 所在地)	郵便番号(—) 電話番号() —		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

備考 「法人・個人の別」については、いずれか該当するものに丸印を付すこと。

様式第19号(第25条関係)

年 月 日

(あて先)岐阜市長

住所
氏名
〔法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業廃業等届出書

岐阜市屋外広告物条例第43条第1項の規定により、次のとおり届出をします。

登録番号	岐阜市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあっては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1 法人 2 個人
住所 〔法人にあっては主た る事務所の所在地〕	郵便番号(—) 電話番号() —
届出の理由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産 4 解散 5 廃止
届出理由の生じた日	
屋外広告業者と届出人 との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 精算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」、「届出の理由」及び「屋外広告業者と本人との関係」について
は、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。

屋 外 広 告 物 講 習 会 受 講 申 請 書			
年 月 日 （あて先） 岐阜市長 申請者 住所 (〒 -) _____ ふりがな 氏 名 _____ (生年月日 年 月 日) 電話 () e-mail _____ 岐阜市屋外広告物条例第45条第1項に規定する講習会の受講を申請します。		写 真 縦 5 cm 横 4 cm (6 箇月以内に撮影した 正面上半身脱帽のもの)	
受 講 科 目 (受講する科目に○印を記入すること。)		1 広告物等に関する法令 2 広告物の表示の方法 3 広告物等の施工	
受 講 の 一 部 免 除 の 資 格	資 格 名 称	資格を有することを証する書類の写しを添付すること。	
	資格取得年月日	年 月 日	
	資 格 番 号	第 号	
勤 務 先	所 在 地	(〒 -) 電話 () e-mail _____	
	名 称		
納付書の送付先及び連絡先 (どちらかを○で囲むこと。)		納付書送付先 (申請者住所 ・ 勤務先所在地) 連絡先 (申請者連絡先 ・ 勤務先連絡先)	

※以下は記入しないこと。

受 付 印		市 処 理 欄	受 付 番 号	号
			講 習 会 修 了 証 番 号	第 号
			講習会修了証交付年月日	年 月 日

様式第21号(第27条関係)

第 号

屋外広告物講習会修了証書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜市屋外広告物条例第45条第1項に規定する講習会の課程を修了したことを証します。

年 月 日

岐阜市長

印

様式第22号(第30条関係)

屋外広告物資格認定申請書

		年 月 日	
(あて先)岐阜市長			
		申請者 住 所	
		氏 名	
		年 月 日生	
		電 話	
岐阜市屋外広告物条例施行規則第30条第2項の規定により、次のとおり申請します。			
勤 務 先	名 称		
	所 在 地		
屋 外 広 告 物 に 関 す る 経 験 年 数			
		※ 岐阜市受付	

添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 屋外広告物に関する経験年数を証明するもの
- (注) ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第23号(第30条関係)

資 格 認 定 書

住 所

氏 名

年 月 日生

上記の者は、岐阜市屋外広告物条例第46条第1項に規定する講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有する者と認定する。

年 月 日

岐阜市長

印

様式第24号(第31条関係)

←

40センチメートル以上

→

屋外広告業登録票		↑
氏名又は名称		35 センチメートル以上
法人である場合の代表者の氏名		
登録番号	岐阜市屋外広告業登録第 号	
登録年月日	年 月 日	
営業所名		
この営業所に置かれている業務主任者の氏名		↓

様式第25号(第31条関係)

←

40センチメートル以上

→

特例屋外広告業届出票		↑
氏名又は名称		35 センチメートル以上
法人である場合の代表者の氏名		
届出番号	岐阜市特例屋外広告業届出第 号	
届出年月日	年 月 日	
営業所名		
この営業所に置かれて いる業務主任者の氏名		↓

様式第26号 削除

様式第27号（第34条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住所
氏名
〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

特例屋外広告業届出書

岐阜市屋外広告物条例第52条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ 氏名 及び生年月日 〔法人にあつては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1. 法人 2. 個人 (いずれか該当するものに○印を記入すること。)		
住所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 () 電話番号 () e-mail		
1 岐阜市の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の郵便番号・所在地	電話番号
2 業務主任者の氏名 ^{※1} 及び所属する営業所の名称	所属営業所名	氏 名	
3 岐阜県屋外広告物条例第29条の登録番号及び登録年月日 ^{※2}	登録番号	登録年月日	

※業務主任者が岐阜市屋外広告物条例第46条第1号各号のいずれかに該当する者であることを証する書面^{※1}及び岐阜県屋外広告物条例に基づく登録を受けていることを証する書面^{※2}を添付すること。

市 処 理 欄	届 出 番 号	岐阜市特例屋外広告業届出第 号
	届出年月日	年 月 日

様式第28号（第34条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

特例屋外広告業届出事項変更届出書

岐阜市屋外広告物条例第52条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 番 号	岐阜市特例屋外広告業届出第 号		
フリガナ 氏 名 及び生年月日 〔法人にあつては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕	生年月日 年 月 日 法人・個人の別 1. 法人 2. 個人 (いずれか該当するものに○印を付すこと。)		
住 所 〔法人にあつては主たる事務所の所在地〕	郵便番号 () 電話番号 () e-mail		
岐阜県屋外広告物条例 第29条の登録番号及び 登録年月日	登録番号	登録年月日	
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

- ※ 岐阜県屋外広告物条例に基づく登録を受けていることを証する書面を添付すること。
- ※ 業務主任者を変更する場合は、業務主任者が岐阜市屋外広告物条例第46条第1号各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付すること。

様式第29号（第34条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

住所

氏名

〔法人にあつては主たる事務所の所在地、
商号又は名称及び代表者の氏名〕

特例屋外広告業廃止届出書

岐阜市屋外広告物条例第52条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

氏 名 (法人にあつては商号又は名称 及び代表者の氏名)	
住 所 (法人にあつては主たる事務所の 所在地)	
特例屋外広告業届出番号	岐阜市特例屋外広告業届出第 号
特例屋外広告業廃止年月日	年 月 日
特例屋外広告業廃止の理由 (該当する数字を○で囲んでく ださい。)	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 2及び3以外の理由による解散 5. 廃止 6. その他 ()
特例屋外広告業者と届出者 との関係 (該当する数字を○で囲んでく ださい。)	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 5. 本人 6. その他 ()

様式第30号（第35条関係）

表面

		第 号	
身 分 証 明 書			
所属			
職名			
氏名			
生年月日 年 月 日生			
上記の者は、岐阜市屋外広告物条例第53条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。			
年 月 日			
岐阜市長			印

裏面

岐阜市屋外広告物条例抜粋	
(報告及び検査)	
第53条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、これらを管理する者若しくは屋外広告業者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物若しくは屋外広告業者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、広告物等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	